



掲示写真（全体）



安全方針

安全重点施策

安全方針

安全は社会への責務であるという認識の下、安全最優先とした事業運営を行うため、経営トップは、運輸安全マネジメント態勢の確立・実施・維持及び安全活動の継続的改善を行い、全職員に安全意識を浸透させ、安全風土及び安全文化を構築する。

日本興運株式会社 本社営業所

平成25年11月1日制定  
日本興運株式会社 本社営業所  
代表取締役社長 丹川 正

安全重点施策（貨物自動車運送業）

〔令和6年度は、ヒューマンエラー等に起因する事故の防止を図るため、事故防止技術の導入を推進し予防的安全対策を強化する。〕

1. 荷役時における遵守事項

- ① 運転席から離れる時は、車のエンジンを停止する。また、荷役待機中は、アイドリングをしない。
- ② 駐車時及び作業中には、トラックの運転席側前輪の前後中央部に車輪止めをする。（車輪止めは前後2個ロープで繋ぎ、そのロープはドアノブに架ける。）
- ③ 積荷の上で作業する時は、足元を確認する。また、安全帯設置場所では安全帯を着用する。
- ④ クレーン、リフト運転者との作業時では、合図の確認をする。

2. 高速道路走行時の遵守事項

- ① 車間距離の保持
- ② 無理な追い越しや割り込みをしない。
- ③ ETCゲート進入時の速度は、時速20km以下とする。

日本興運株式会社 本社営業所